

第4章

# 国際税務、新規分野、消費税等 今後の税務調査で 留意すべきポイント

【この章のエッセンス】

- 今後の税務調査で注意すべき事項・分野は、移転価格・CFC税制等のリモートでもチェックしやすい分野、新規の事業分野、消費税の分野である。
- 自社の税務調査で、他社への税務調査の契機となる資料が求められることもある。
- 消費税分野では、インボイス制度を措くと、消費税還付、クロスボーダー消費税、共通ポイント課税が近時のトピックスである。

## リモートになじみやすい分野

今後も部分リモート、フルリモートの税務調査が行われる場合、リ

モート調査になじみやすい論点が重点的に調査される可能性が高い。たとえば、移転価格税制は、事前のローカルファイルなどにより調査に「あたり」をつけやすい分野であり、第3章で述べた同時調査の実施とあいまって、当局に狙われやすい分野だと考えられる。

次に、CFC税制についても、書面で比較的納税者のミスを見しやすいつい分野である。これらについては、金額が高くなる傾向もあり、当局が関心を持つ分野であるため、留意する必要がある。特に、CFC税制について、書面の添付漏れは基本的に救われぬという趣旨の裁判例も出されているため<sup>(2)</sup>、手続面にも細心の注意を払いたい。

(2) 東高判令和3年11月24日(サンリオ事件)

## 新規分野

### (1) 新規分野の経済活動

新規分野の経済活動としては、ネット通販・ネットオークション、暗号資産、ネット広告、シェアリングビジネス・サービスなどが挙げられる。どちらかというと当局の目線は、これらのビジネスにより利益を得ているにもかかわらず申告をしていない個人や、国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税を申告していない国外事業者について向けられているようである<sup>(3)</sup>。よって、これらの事業を営んでいる会社自身の課税リスクがただちに大きくなるものではないが、通常の税務調査でその保有している情報を取得される可能性は高まっている。

たとえば、オークションサイトを運営している事業者の税務調査で、出品金額上位1,000名の氏名・住所を要求する場合などである。このような要求にも任意で従うのであれば当局対応上はそれで構わないが、過剰な情報提供になっていないかは常に注意すべきである。

(3) 参考「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」国税庁令和元年6月  
([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzai/cho/2019/sharingeconomy\\_taiori/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzai/cho/2019/sharingeconomy_taiori/pdf/01.pdf))

### (2) 情報照会手続

なお、当局の情報収集の手段の1つとして「情報照会手続」が、2020年1月1日から適用されている。この手続は、高額・悪質な無申告者等に関する情報を入手するために令和元年度の税制改正で導入された制度であり、事業者等への協力要請(国税通則法74の12)と特定事業者等への報告の求め(国税通則法74の7の2)の2つからなる(概要は次頁図表6参照)。最初に事業者等への「協力要請」がなされ、事業者等が要請に応じない場合に、一定の要件を満たす場合に限り「報告の求め」がなされる。制度導入から約2年が経過しているため、そろそろ本格的な利用が検討される時期に入っている